

平成22年鞍手町議会第4回定例会会議録（第3号）						
平成22年6月9日（水）						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開会開議			議長			
開閉会日時		平成22年6月9日 午後1時00分			日高直幸	
及び宣告			議長			
		平成22年6月9日 午後2時21分			日高直幸	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏名	出欠 の別	議席 番号	氏名	出欠 の別
	1	須藤信一郎	出欠	11	毛利 喬	出欠
	2	原 哲也	出欠	12	栗田幸則	出欠
	3	香原 暹	出欠	13	宇田川 亮	出欠
	4	星 正彦	出欠			
	出席 13人	5	武谷保正	出欠		
	欠席 0人	6	岡崎邦博	出欠		
	欠員 0人	7	日高直幸	出欠		
		8	田中二三輝	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	川野高實	出欠			
会議録署名 議員		3番	香原 暹	4番	星 正彦	

職出 務席	議会事務局長	長友浩一	出欠	議会事務局長補佐	渡辺智文	出欠
	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	原 繁幸	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	岡松要一	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政課長	白石秀美	出欠
	総務課長	阿部 哲	出欠	上下水道課長	中岡和之	出欠
	福祉人権課長	松澤 守	出欠	病院事務局長	中野真路	出欠
	税務住民課長	熊井照明	出欠	教育課長	平瀬研一	出欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	鯨坂健二	出欠
	地方自治法第121条により説明出席者の職氏名					
	議事日程 別紙のとおり					
付議事件 別紙のとおり						
会議経過 別紙のとおり						

## 平成22年第4回鞍手町議会定例会議事日程

6月9日 午後1時開議

### 第3号

- 日程第1 議案第37号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例等の特例を定める  
条例の全部を改正する条例
- 日程第2 議案第38号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正  
する条例
- 日程第3 議案第39号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第40号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する  
条例
- 日程第5 議案第41号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立鞍手分校授業料等徴収条例の  
一部を改正する条例
- 日程第6 議案第42号 専決処分の承認（平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計  
補正予算第1号）
- 日程第7 議案第43号 専決処分の承認（平成22年度鞍手町老人保健特別会計  
補正予算第1号）
- 日程第8 議案第44号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第45号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計  
補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第46号 平成22年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第47号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第48号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算（第2号）

平成22年6月9日（第3日）

開議 13時00分

○議長 日高 直幸君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第37号 鞍手町特別職職員の給与に関する条例等の特例を定める条例の全部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

香原議員。

○3番 香原 暹君

本条例の改正案は、町長の給与を100分の10、副町長は100分の7、教育長は100分の5という率であります。

これは財政が厳しいからという理由からであります。再三一般質問で質問させて頂きましたが、町長在職中に於ける公金横領事件についての問題解決が、未だされているとは認識していません。公金横領事件だけでなく、仕組債の購入問題というものも発生してしまっていて、これについては何ら十分な説明も無いままでございます。その責任をどう取るのか、これだけで良いのかどうかについてお尋ねしたいと思います。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

問題は、あくまでも財政上の問題です。私は自発的に給料をカットしたことであって、事件、仕組債云々と、仕組債については確かに公金横領を梶原がやったが、それとこれは別問題であって、仕組債は今損をしたことでもないから、これとカットの関係については何ら関係ないと判断しています。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

何ら関係ないという認識でございますが、こういう事件があることによって鞍手町の財政が逼迫して来ている要因になっています。その点は関連がないとは言えないと思います。

3役の給料の削減というものは、近隣市町村はどこでもやっていることであって、特段目新しいとも、特に努力されていることもないと思います。

仕組債の問題について、必ず毎回聞いて行かなければと思っております。特に今、円高ドル安、ユーロ安というのが続いています。従って評価損が増加しているのではないかと思います。その資料がございましたら発表して頂きたいと思っております。

○議長 日高 直幸君

香原議員、今の内容と議題の関係と仕組債の関係は違うと思います。その辺は十分条例に基づいた質問をして頂きたいと思います。

香原議員。

○3番 香原 暹君

鞍手町が財政的に逼迫した理由の中にそういうことがあるから私は聞いているのです。このことは必ず当局から聞いて行かなければ、非常に重要な問題です。そこで私は聞いているのです。後日で結構ですから資料を是非議員全員に配って頂きたいと思います。

ご答弁をお願いいたします。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

町長がご答弁になったのは、財政上の見知からこういった減額措置を取らせて頂いたということをおっしゃっていたと思います。

議員のお尋ねの件については、仕組債の問題ということでございますが、仕組債については、町長も評価損が出ているだろうということを言っていますが、これが現在の鞍手町の財政をどうのこうのというところまでは行っていませんので、この財政状況の危機というのは仕組債とは切り離して考えて頂ければと考えています。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

鞍手町が公金横領事件、仕組債の問題で他市町村の住民からも非常に問題視されています。鞍手町民がこの町を捨てて出ていく、或いは税金を払わないというようなことも起こっていると思います。そういうことが町の財政を逼迫しているということを私は申し上げています。その辺の反省がなく、関係がないというのは大いに問題があると思います。

給与の減額が退職手当には及ぼさないという理由をお尋ねしたいと思います。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

12月にこの退職手当の減額を出した時には、町長の退職手当条例の条例改正をさせて頂きました。この特別職の給与の条例については、一応月々の給料、それに期末手当が対象になるということでございまして、町長はそういうところを考慮いたしまして、給料月額、勤勉手当をカットするというふうな姿勢でおられたというふうに考えております。

退職手当については、また退職手当を支給される時にどう判断されるかということになるかと思っております。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第37号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第37号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第2 議案第38号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

これまでの状況と、今後、改正になったことによってどうなるのかということをお教え下さい。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

今までは男性の職員の配偶者、奥さんが出産された時は、本人、職員が育児休業を取ることが出来たのですが、男性の職員が育児休業を取ることができませんでした。年間にしても8名程度が今までの状況というふうになっています。

今後、例えば職員の奥さんが出産された時は、ご主人の男性職員も育児休業が取りやすくなったという形になるかと思っております。ただ男性の職員が取るかというのは、今のところどうかという考えは持っていますが、この条例改正によりまして、配偶者、男性職員が育児休業を取りやすくなったというふうに考えています。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

条例上では取りやすくなって来ていますが、仕事の状況によっては、なかなか取りにくいということで、この法律の趣旨を是非尊重して頂いて、プレッシャーの掛からないという状況で、子育てしやすいという環境を是非作って頂きたいと思っております。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

この条例が可決された後には、こういう形の条例も制定されたということで、職員の皆さんにも周知を図って行って、取りやすい状況を職場の中でも構築して頂きたいと考えています。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第38号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第38号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第3 議案第39号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第39号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第39号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第4 議案第40号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第40号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第40号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第5 議案第41号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立鞍手分校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

授業料が免除になるということですが、これに伴って、前回の議会の時も質問させて貰ったのですが、特別控除の上乗せ分が今後カットになるということで、その分から言うとこれが負担としてはどうなのかということをお尋ねしておきたいのです。

○議長 日高 直幸君

教育課長。

○教育課長 平瀬 研一君

只今のご質問でございますが、今回の算定の仕方ですが、先ず2式の算定方法がございます。今回は2700円という定時制高校の授業料で、それに12ヶ月分を掛け前年度の5月の生徒数に調整率と経過措置を掛け、算定式1の算定式を発するわけでございます。算定式2としては20年度の授業料の収入の決算額から掛けることの、前年度5月の生徒数から20年度の5月の生徒数で除した数字になります。

○議長 日高 直幸君

教育課長、具体的なことを言われても分かりません。

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

議員さんのご質問は扶養控除等が税制上のカットがされ、その分が授業料に回っているということで、どのくらいの税の削減、税収が減、負担が増税になるのか、その差額はどうかということをお尋ねだと思います。

これは、きっちり掴んでいないようです。一度税の計算をしてみないと負担額が出て来ないのだろうと思います。税は所得税と住民税があります。所得税が5%と住民税が10%程度の増税になろうかと思っています。

授業料については2700円の12ヶ月分で3万円一寸になるのですが、単純に言うところだけでペーするか、所得に応じては、どちらかと言うと増税の方が大きいかなというところがあるかと思っております。ただ高等学校の授業料無料化と子ども手当の関係もあろうかと思っておりますので、子ども手当を貰える方の対象については収入が増えるのではなかろうかと考えられます。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

それはそれで結構です。高校の授業料と別に、普通科の高校では校納金という形で幾らか納めないといけないのです。授業料が無料化になってもその分が残って、まだ支払があるということですが、鞍手分校についてはどうなのかを教えて下さい。

○議長 日高 直幸君

教育課長。

○教育課長 平瀬 研一君

授業料と別に修学旅行費、PTA会費等があると思います。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

代わってお答えします。

先程、教育課長が言いました実費に該当する部分は個人負担というのが出て来ますが、通常授業料の他に授業料に必要な関係項目を含めて、一括して授業料という形で納めて頂いておりますので、ある程度学校で必要なものは含んでいるというふうに理解しています。

○議長 日高 直幸君

岡崎議員。

○6番 岡崎 邦博君

この条例の改正で目に付いたのが授業料の改正です。

3400円を2700円にするということになっています。民主党の政策の中で高校の授業料の無料化ということですが、これをどうして下げざるを得なかったのかをお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

代わりましてお答えいたします。

授業料というのは、定時制高校が福岡県では4年制で月2600円の授業料になっています。鞍手町の分校の場合は3400円ですが、今回国が示したのは月額2700円というふうになっています。

この仕組みというのは、定時制高校ですから通常4年と、定義付けとして3年以上が定時制高校ということで4年まで。国はこの4年分を毎月2700円支給しますということになっています。

鞍手分校の場合は、3年間を希望される方、4年制を希望する方がおられます。そういう関係で、これまで3年で卒業される方がいますので、4年分の授業費を3年分に割り戻している。尚且つ通常の定時制高校は夜間、午前中という授業になっていますが、鞍手分校の場合は午前、午後という仕組みで授業を行っているという意味で、3年間で割り戻して行ったという形の仕組みになっています。下げたといいますが、実質3年間で納めて頂くというような仕組みになっています。以上です。

○議長 日高 直幸君

岡崎議員。

○6番 岡崎 邦博君

上の方が3年で納めるというのを卒業までということで、4年掛ければ4年分ということになるのでしょうか、2700円にして3年で卒業される方が出て来るのではと思いますが、その辺はどうなりますか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

これは国の仕組みで4年間在籍すれば4年間に亘って、月々2700円ということになります。鞍手分校の場合は3年で卒業される方が大多数でございます。但し国は2700円しか支給されませんので、実質的には授業料収入が減るという状況になります。以上です。

○議長 日高 直幸君

岡崎議員。

○6番 岡崎 邦博君

これは補正予算の中でも尋ねようと思いましたが、どうもそういうふうになっているので、最終的に減るということで、これを3年で卒業する方には一部負担はお願いするような、例えば鞍手町の条例の中で謳い込むことは出来ないのですか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

基本的には国が示した授業料ということで、これまでも福岡県立の定時制高校に準じて授業料を徴収して行ったということで、先程言いました鞍手方式といえますか、4年を3年に置き換えて来たというのが実際にありますので、授業料等は当然減って行くと。

私どもは午前、午後という特殊性がありますので、今後そういう申し入れは県を通じて国に行かないといけないのではと。ただ特例で設けますと違った授業料を徴収するという形になりますので、現段階では其処まで考えていません。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第41号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第41号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第6 議案第42号 専決処分の承認 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

岡崎議員。

○6番 岡崎 邦博君

今年度歳入欠陥による補填ということで5500万円が出ました。一時後期高齢者が導入された時点で、これは無くなっていたのではと思いますが、今年度また、前貸しと言いますか、先取りされてしまうのですが、こういうふうになった主な原因をお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

保険健康課長。

○保険健康課長 鯨坂 健二 君

決算の見込みに於いて、20年度に比べて21年度で医療費が上がっています。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

代わりましてお答えいたします。

平成21年度の実質収支が2千万円程度の黒字となっています。ただ平成19年度の繰り上げが約1億あっています。それから年々2千万円ずつの単年度黒字分を差し引いて現在の金額になって来たということで、単年度で見ますと黒字で繰り上げ充用分を減らして行っているという状況になって来ています。19年度が突出して大きかったというのが現在まで響いているというのが実情でございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第42号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第42号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第7 議案第43号 専決処分の承認 平成22年度鞍手町老人保健特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第43号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第43号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第8 議案第44号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算第1号を議題とします。

先ず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書8頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、8頁から13頁まで質疑ありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、14頁から18頁まで質疑ありませんか。

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

16頁の保育所等整備事業費補助金ですが、これは剣第2保育所の建て替えの分でしょうが、大体工事が何時から始まって何時竣工するのか。その間子ども達はどのように見て行くのかを教えてください。

○議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

ご質問にお答え出来るかどうか分かりませんが、この議会で可決して頂ければ、それから発注ということになるかと思えます。今年度一杯に出来上がる予定で工期は未定です。期間は今年度中には出来あがります。

工事中の子ども達は、先ず中庭を中心に建物を建てるということです。先ず表側を崩して、その間には仮設ハウスを作るということです。半分崩して半分をそのまま残すと。それから中庭を利用して全部出来上がって、後の半分を取り壊すということの計画のようです。

○議長 日高 直幸君

岡崎議員。

○6番 岡崎 邦博君

この工事は、今ある園舎を壊すわけです。この園舎自体は町の所有権があると思いますが、壊すのは何処が壊すのか、建てた物についての所有権は町にあるのですか、それとも民間の保育園にあるのかの2つについてお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

建物は無償譲渡しています。無償譲渡していますので、うちの方には所有権はありません。取り壊しも民営の保育所が行ないます。以上です。

○議長 日高 直幸君

岡崎議員。

○6番 岡崎 邦博君

土地自体は町が無償で貸し付けていると思います。その上に民間の建物が建って来るわけですから、権利関係をきちっと詰めておかないと、地上権が設定されて来るから、今度は土地まで取られるような形にも成りかねないから、ここはきちっと法律を勉強して、権利関係を詰めておかないと、後々保育園が出て行く時とか、又はその土地を全部買ってくれるのであればいいのですが、色々と難しい問題も発生しかねないと思います。その辺については検討されているのかお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

土地の分については無償貸与になっています。契約期間は10年間で更新をするということになっています。

今言われますように、上物が建って、後々既得権等を主張されるという懸念があるのではということですが、その辺は勉強させて頂きたいと思います。

○議長 日高 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

今の保育所は築後どのくらいになるのかと、今度の定員は何人なのかをお聞きします。

○議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

現在の建物は鉄骨造ですが、昭和49年3月に建築しています。経過年数は36年でございます。今定数そのものは60名ですが、建物その物の収容人数は、今ある建物と面積は殆ど変わりません。収容出来る人数は大体130人入れる状態で建てています。

詳しく言いますと、基準面積から見た広さが、0歳児が11人、1歳児も11人、2歳児が18人、3歳児、4歳児、5歳児は21人ずつという収容能力になっています。定数そのものは60名ですが現在82名いますので、2～3年こういう状態が続けば定数を増やすということになるかは分かりませんが、現在の段階は60人ということでございます。

○議長 日高 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

一般質問で田中議員からこのことについて質問がありましたが、現在の定数に対する収容人数は、民間の分が定員をオーバーしていますが、公立の分は可成り定数に余裕があります。確かに36年というのは可成りの年数が経っていますが、今建て替えなければならないのかどうかについてお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

昨年、民生産業委員会の委員の方に現地を見て頂きましたが、施設長も説明していましたが、クラックが入ったりで、安全上問題があるということですが、一番大きな問題は雨漏りです。内の方も手掛けていましたが、なかなか止まらないということで、現在全体をシートで覆った状態であります。そういうことから県に申請をしまして、内示を得たということになっています。以上です。

○議長 日高 直幸君

久保田議員。

○9番 久保田 正之君

関連ですが、この建物は木造ですか、コンクリートですか。

○議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

今ある物は鉄骨ですが、新しく建て変わる分は鉄筋コンクリート1階平屋建てということでございます。

○議長 日高 直幸君

久保田議員。

○9番 久保田 正之君

土地を町が貸し付けている契約が10年ということですね。借地借家法の中で、木造は30年、コンクリートは50年に併せて契約すべきではないかなという気がします。

○議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

先程岡崎議員の質問の時にお答えしましたが、検討させて頂きたいと思います。

○議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から8款 土木費について、19頁から23頁まで質疑ありませんか。

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

23頁のインターチェンジ開通式事業費なのですが、どういう規模で、どのような形で行おうとしているのかを教えてください。

○議長 日高 直幸君

企画財政課長。

○企画財政課長 白石 秀美君

現在のところ、柳川インターチェンジが開通した時の状況をお聞きしまして、それで予算組をしているのですが、その中には開通式に必要なテント、椅子、音響機材やエアアーチ、風船飛ばし等が含まれています。この内容については、まだ開通の日にちが決まっているわけではありませんので、今後具体的に関係機関と詰めて行って、どういったスケールでやるかということは詰めて行くこととなります。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

若干補足させていただきます。

開通式に対象としますのが、県、国の関係機関もございます。町と地権者の方々を想定して、現段階の原課での想定は220名程度といたしています。

やり方は私ども初めてですので分かりにくかったので、先程企画財政課長が答弁しましたように、みやまインター開通式を参考にさせて頂いています。

今後どういうスタイルが一番いいのかということで、ネクスコ西日本北九州工事事務所、と協議をさせて頂いています。場合によっては9月に再度組み換えを考えていますが、現段階では開通式が何時になるか分からないという部分で、早めに予算措置をして、何時でも準備出来る体制を作りたいということで、今回計上させて頂いています。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

関連ですが、350万円というものを開通式に使わなくてはいけないのかどうか。私は全くこういうことは必要のないお金だと思います。やるとしても最小限の費用でやって頂きたいと思います。これは全てが一般財源ですので、鞍手町が財政的に逼迫しているというのであれば、こういうところは思い切って削って頂きたい。

例えば記念品などを配らなくてはいけないのかどうか、或いは食糧費に40万円を掛けています。行事の委託料が256万4千円と、こういうお金が本当にいるのかどうか、その辺はもし予算が通っても出来るだけ節約して頂きたいと思います。何かあればご答弁をお願いいたします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

只今、出来るだけ節約をとということでございます。当然私どももみやまインターを参考にさせて頂いていますが、実際どの程度のものが必要なのかどうか、インター本体については町負担が全くない中で、県事業として取り組んでもらっています。この辺で県、或いはネクスコと協議させて頂きながらやって行きたいと。

もう1つは、みやまインターと鞍手の場合に違うのが、みやまの場合はネクスコが幾ばくかの負担をしたと聞いています。こういう部分もネクスコに要望して行きたいと思っておりますが、基本的には町で全額という話を頂いていますので、出来るだけ削減出来るものにして行きたいと思っております。こういうもので筑豊の高速の玄関口という中のセレモニーをする時に、あまり貧相なことでは、鞍手町という名前で売り出したいというのもございますので、その辺は十分考えながらやって行きたいと思っております。以上です。

○議長 日高 直幸君

久保田議員。

○9番 久保田 正之君

私はインター完成については経過からして、県がここに張り付けたこと、地域のことを考

えたらやはり地元の市町村は最小限で、何らかの形としてすべきではないかなど。この額が妥当かどうかは分かりませんが、恥ずかしくない、最小限で対処して行くという姿勢だけは町が持つべきと思います。

○議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

10款 教育費について24頁から27頁まで質疑ありませんか。

毛利議員。

○11番 毛利 喬君

25頁の定時制高校管理費の中で431万8千円減の中身をお願いいたします。

もう1点は、26頁の社会教育総務費の中で、一般財源260万1千円。欄外に一般職員給料減が131万円あります。分かる範囲で結構ですので答弁をお願いいたします。

○議長 日高 直幸君

教育長。

○教育課長 山本 喜久男君

定時制高校の管理費の減額ですが、これは高校の授業料を105人で3400円の12ヶ月分を上げていますその関係の減でございます。

鞍手分校に嘱託職員の先生がいますが、それが減額になっていますので全体的には1万6千円増額になっていますので、その分の補正でございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

毛利議員。

○11番 毛利 喬君

次の社会教育の260万円減の中身をお願いいたします。

○議長 日高 直幸君

毛利議員、何頁の何項と分かるように質問して頂けませんか。

○11番 毛利 喬君

26頁の一番上にあります。社会教育総務費の中でマイナス260万1千円とありますが、その中身はどうでしょうかとお尋ねしています。

○議長 日高 直幸君

総務課長。

○総務課長 阿部 哲君

これは当初組んでいました人件費から、今度の異動により金額の少ない職員が行ったということで減額になったということでございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

26頁の同じく社会教育総務費の報償費、敬老の日の記念品料減45万2千円の中身を教えてください。

○議長 日高 直幸君

教育課長。

○教育課長 平瀬 研一君

敬老の日の記念品の減額でございます。これは教育課の敬老の日に係る予算については、弁当代を1人当たり1千円と、記念品のタオル代として112円当初予算を組んでいましたが、タオル代に替わるものとして考えても、金額的に少ないということと、近頃タオルの需要、要望等が少ないことから、今回減額させていただきました。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

4頁をお開き下さい。一括して質疑をお受けします。

4頁から7頁まで質疑ありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑ありませんか。

岡崎議員。

○6番 岡崎 邦博君

先程の保育所の建て替えの件ですが、鞍手町では以前に宮本学園の時に、杜撰な契約によって非常に高い授業料を鞍手町は払っています。数億に及ぶ損害を被った経緯があります。

従って今回の保育所の建て替えについても、例えば例として、建てたが子どもが集まらなくなったから、借地契約が終わった時点で撤退すると。建物については買い取ってくれというようなことになったり、逆に鞍手町があ土地がどうしても必要になって、契約が終わった時点でどいてくれと言った時に、多額の賠償金を請求されたりというようなことも考えられるのです。

先程も言いましたように、この工事に入る前にそういう契約をきちっと両方で結ばないと、またひょっとすると鞍手町が、弁護士さんがいるにはいても、なかなか専門的な知識を持っている職員も少ないわけですから、鞍手町は大きな損害を被るということにも成りかねないと思います。

先程の課長の答弁の中では勉強するということでしたが、建てる前にそういう契約をきちっと締結して頂いて、尚且つ議会の方にも報告をして頂きたいと。契約が杜撰だったからということで、議会も責任があるのではと。今回の横領事件でも、殆ど議会に責任はないとは思いますが、議会に責任があるというような住民の声もあります。

住民の方々はそういう細かなことまで及ばない場合もありますので、チェックする立場として、そういうものも私達にどういう契約を結んだかの報告で結構ですから、報告して頂い

て工事に取りかかるようにして頂きたいと思います。答弁をお願いいたします。

○議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

無償貸与、10年間の契約と、期間の再継続は認めるということで契約をしています。この契約の時には、人数が集まらなくなったので撤退するといった場合には、他に転売は出来ませんという契約は結んでいます。

建て替えるということの分でございますので、恒久的な建物が出来るということで、岡崎議員が言われるような懸念はあろうかと思っておりますので、その辺は勉強して行きたいということでございます。以上です。

○議長 日高 直幸君

岡崎議員。

○6番 岡崎 邦博君

借地の際の契約の中に、建物を建て替える際にはどのような契約はあったのですか。

○議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

詳細には覚えていませんが、建て替えの分については入っていなかったとは思いますが。正確ではありませんが、私の記憶ではそうではないかということしか記憶はありませんが、もう一度確認はしてみたいと思います。

○議長 日高 直幸君

岡崎議員。

○6番 岡崎 邦博君

建て替えの際の項目がなかったということであれば、そのことについての新たな契約を結んだ上で建て替えて頂きたいと思っております。先程言いましたように報告して頂きたいと思っております。

○議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

もう少し検討して契約を仕直すようであれば報告はさせて頂きたいと思っております。

○議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

確認でお聞きしたいのですが、保育所の建て替えの総事業費は、県が2分の1、町が4分の1、民間が4分の1だったと思っております。ざっと計算すると総事業費が1億2千万円近くになると思っております。それでよろしいでしょうか。

○議長 日高 直幸君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 松澤 守君

言われるように原則2分の1、4分の1、4分の1で、国からの補助金が大体2分の1です。これは県の方の補助金になっていますが、これは県の安心子ども基金に一度入って来るということで、県の補助金になっていますが、実質は国からの補助金でございます。

町が4分の1で自己負担が4分の1ということでございますが、過疎の関係がありまして、率に少し変動があるようです。国が10分の5.5、町が10分の2.5です。そういうことで率は原則2分の1、4分の1、4分の1が少し変わって来ているということでございます。

○議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第44号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第44号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第9 議案第45号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

岡崎議員。

○6番 岡崎 邦博君

3頁、都市水環境整備下水道事業費の国庫補助金が2億減になって、社会資本整備総合交付金が2億ということで、金額的に動きはないのですが、この社会資本整備総合交付金によって今回下水道を整備するということですが、この交付金自体は下水道だけなのか、その他道路、橋など何でも使える補助金になっているのか、ここでこれが出ていますので、確認の意味も含めて答弁をお願いいたします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

お答えいたします。

国交省が所管していました各種補助事業、交付金事業がありました。一般質問でも出ていました住宅交付金とか、色々なものがありますが、これを統合して新交付金事業という位置付けになっています。

議員が言われますように道路、水環境、大体従前の補助金事業が網羅されています。それ

を新交付金としてこういう名称に変えたということになっています。以上です。

○議長 日高 直幸君

岡崎議員。

○6番 岡崎 邦博君

ということであれば、例えば道路をつくる際、他のインフラ整備の際に出ていた交付金が一括されるということになれば、今まで下水道も含めて、合計すればこれ以上の補助金があったのが、今回一括されることで、今後交付金自体が減って来ると。又はこれを他のインフラ整備に充てることによって下水道事業に充てる交付金、補助金が減って来るといような可能性はどうですか。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

これはあくまでも事業を実施した時に交付金を充てるということになってきます。詳細については把握出来ていませんが、それぞれの項目で、例えば住宅は県住を作らないといけなとか、昨日一般質問でお答えしました、県が市町村を入れて策定計画を立てますよという位置付けをやっていきます。住宅等で町営住宅の関係で住宅交付金というのをもらって来ますが、これは町営住宅のストック総合計画を策定してそれに基づいて頂いているというようものがございまして、今後こういう形で今から色々な部分で要望等の動きがあると思います。

下水道については、当然この交付金で要望書を出したという形になっています。今後町がやろうとしている事業について、こういう形で単純に要望して行けるものと、ある程度計画を作らないと駄目なものが出て来ると思います。詳細については各課で検討して頂くことになるだろうと思います。現状ではその程度を把握しています。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

今までの補助金をなくして、一括交付金という形で支給されて行くようになっていくと思います。今、副町長も言われましたが、それを今後どのように配分するかということは、非常に町の行政の在り方にとって問題になって来ると思います。

そういうことを検討するシステムのようなものを考えているのか、必ず必要になって来ると思います。その辺の計画はどのようになっているのかお尋ねします。

○議長 日高 直幸君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

今からのそういう選択ということになって来ます。これについては、町長も申し上げましたように、各課で色々な事業を持っています。毎年11月に主要事業というヒアリングを踏

まえて、当初予算に反映していつています。現在、一番大きいのは主要事業の付け出しとい  
いますか、各課からヒアリングを行っています。

今後は過疎事業もございます。これにも当然主要事業を踏まえて、それに各課が抱えてい  
る事業もそれに搭載して行くと。ただ全てに於いて限度がありますので、その中から選択を  
して行くという形になると思います。

主要事業については、執行部の中でやっていますが、過疎については議会の議決というの  
もございますので、その時にある程度の事業は提示出来ると思います。ただ、これを全てや  
るのは実質6年ですし、過疎債がどれだけ割り当てられるのか、或いは過疎債といっても実  
際30%の町負担がありますので、これが一般会計にどうなっていくかといった部分も含め  
て十分検討していく必要があると思います。システムとしては、そういうものが現在ござい  
ます。

○議長 日高 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

例えば町長、副町長、企画財政課長、総務課長、建設課長というと全部になるか分かりま  
せんが、それに民間人を入れるというような形での検討委員会的なシステムを立ち上げると  
いうような計画があるのかどうか。これから一括交付金で来ますので、それをどう使って  
いくかというのは、非常に自治体の力量が試されるといいますか、実際の力が評価される  
ところになるわけです。そういう意味で生きたお金の使い方というものを考えて行くように、  
今後する必要があるのでとはいうことで聞いています。

それをしなかったら各課から闇雲に予算が上がって来て、それを査定すると、その時に予  
算のぶんどり合戦のようになって、長期的なお金の使い方が出来ないようなことに成りか  
ねませんので、その辺のことを十分考えて頂きたいということで聞いています。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

一括交付金というのは、色々の補助金事業があった、それを1つに纏めて、一括交付金は  
国から、あなたのところに交付金は幾らということではなく、この事業をするためにはどう  
いうことが、どうなっていますというものを行政が上に持ち上げる。上はそれに対して県等  
がこの事業を認めるという形になるわけです。

内輪で20億来たから、総務なら総務、産業なら産業がその予算を取りあいこするという  
ことではない。それを国、県で一括予算を取りあいこするわけです。鞍手町はこういう事  
業をするためにこれだけいます。そのためには今までは住宅、下水道、水道事業、そう  
いうものを、その中に全部一括して、その中からこの事業には幾らというのが付いて  
来るから事業を起こす。

ただ言えることは、今からインフラ整備等でどういう事業をするかというのは、職員  
のノ

ウハウです。そして皆さん方がこうして下さいということによって事業を起こして行くということなのです。

ただ申請が今までどおり、この事業をするから、ぼっといってやるというわけには行かない。細かく書類を作って県に出さないと認めないということです。非常に手続きがややこしくなったということです。以上です。

○議長 日高 直幸君

香原議員。

○3番 香原 暹君

一括交付金で来れば、県の許可、国の許可とかがいらなくなるのではないのでしょうか。そのために自由に使えるお金を増やして行こうという今の政権の趣旨です。今までは補助金行政だったから補助金を取るために何度も上京したり、県に出向いたり、書類も何度も出して予算を貰っていたのが、今度は町に任されるということになって来るわけではないでしょうか。今までの様相とは大分変わって来ると思います。違いますか。

○議長 日高 直幸君

町長。

○町長 柴田 好輝君

一括交付金は、交付金事業が色々あります。それを一括して鞍手町はなんぼ付けますと、国からダイレクトに町に入って来ているわけではなく、そのためには県等とヒヤリングをしながら、この交付事業は馴染むか、馴染まないから入って行って、いいということになれば県が国に上げる。

それから福岡県は幾ら、鞍手町いくらですよ。その中の何がなんぼと、この予算については一括交付金で入って来るが、その中で水道事業になんぼということなのです。交付金を貰うためには、此方が水道事業に、上水道事業になんぼいりますというものの書類を上げて、そして県を通して、県がそれだったら良からうということになって国に、入って来る時はダイレクトに国から県、県から町、直接来るのがありますが、一般的にはそういうことになっています。以上です。

○議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第45号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第45号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第10 議案第46号 平成22年度鞍手町水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第46号は総務委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第46号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第11 議案第47号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第11 議案第47号について、提案説明を申し上げます。

日程第11 議案第47号は、鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。

本条例案は、平成22年5月19日付けで、医療保険制度の安定的運営を図るための、国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され、同法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令、及び関係省令の整備に関する省令が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

以上が、議案第47号の概要であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしく申し上げます。

○議長 日高 直幸君

これから質疑を行います。

議案第47号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第47号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第47号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第12 議案第48号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第12 議案第48号について、提案説明を申し上げます。

日程第12 議案第48号は、平成22年度鞍手町一般会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、門倉剪断工業（株）から法人町民税の確定申告書が5月31日に届き、約1,200万円の還付金が発生したことから、今後の還付金不足見込額を含めて、税収入の還付金を1,600万円追加するものであります。

なお、この歳出追加に伴う歳入につきまして、財政調整基金から同額を繰り入れて歳入歳出を調整しております。

これにより、歳入歳出それぞれ1,600万円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ5,978,984千円といたしました。

補正の内容を申し上げますと、歳入で18款 繰入金で財政調整基金繰入金追加 1,600万円。歳出では、2款 総務費で徴税費 税務総務費 追加 1,600万円。以上が、補正予算第2号の内容であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしく申し上げます。

○議長 日高 直幸君

これから質疑を行います。

先ず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の5頁をお開き下さい。

2款 総務費について質疑ありませんか。

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

5月31日に門倉剪断工業から確定申告書が提出されたということですが、法人町民税の確定申告については、何時までに出すようになっているのですか。

○議長 日高 直幸君

税務住民課長。

○税務住民課長 熊井 照明君

法人町民税の申告については、事業年度終了後2ヶ月となっています。門倉剪断については均等割のみは4月に入って来ていました。確定申告書自体は5月31日に届き、その中で約1200万円の還付が発生したということが、其処ではっきり分かっています。以上です。

○議長 日高 直幸君

宇田川議員。

○13番 宇田川 亮君

事業年度終了後2ヶ月ということですので、5月31日が普通で言えばぎりぎり、大体4月1日から3月末までの事業年度というのが多いと思います。

今後400万円を見込んでいるということで、法人がどの位の確定申告書を提出していないのかも掴んでいるのですか。

○議長 日高 直幸君

税務住民課長。

○税務住民課長 熊井 照明君

4月開始の3月末決算の法人が鞍手町では一番多いです。門倉については2月末決算です。今申告して来ている分については4月、5月で95件、今の法人数は314ありますが、200ぐらいが後申告して来る計算になります。以上です。

○議長 日高 直幸君

岡崎議員。

○6番 岡崎 邦博君

今の説明ですと門倉は2月末決算ということであれば、2ヶ月後までに申告しておかないといけないわけです。ということは4月末までにしておかないといけないわけです。それを1ヶ月遅らして5月31日に出して来たのですが、その分についても、そのまま受け付けて還付をする義務が町にあるのですか。

○議長 日高 直幸君

税務住民課長。

○税務住民課長 熊井 照明君

先程も言いましたように2月末決算ですので、4月末には納付して頂かないといけないものではありません。先程も言いましたように、均等割だけ前年度に予定納税して来ていますので、その半分の均等割の分は4月に納めていました。申告書自体が5月31日に鞍手町の方に届いています。

法人については1ヶ月延長というのがあります。それは税務署に届けをして了承されて、納期の1ヶ月延長という法人もありますので、必ず納期限の2ヶ月後とは限っていません。以上です。

○議長 日高 直幸君

岡崎議員。

○6番 岡崎 邦博君

延長の場合は、延長される特別な理由があったと思います。合併、分社化するとかの特別な理由がある場合は1ヶ月延長というようなことがあったと思います。

門倉の場合は特別な理由があったのかどうか1つと、特別な理由がないのに受け付けて、何時までが受け付けの期限なのか、町が何時までに返さないといけないのかというのもあると思います。

その辺は法的に言われて来れば、遅れても還付請求の期限が過ぎても、何時になっても受け付けて還付を町としてしないとイケないのか。その辺はどうなっていますか。

○議長 日高 直幸君

税務住民課長。

○税務住民課長 熊井 照明君

先程も申し上げましたように、均等割だけは4月に入って来ています。申告書自体は税理

士さんの方から送られて来たと思いますが、それが5月31日に届いたということであり  
ます。

還付については、還付が発生すれば門倉さんの場合は、21年11月に予定納税をしてい  
ますので、納付された翌月から還付の決済をする日までが還付加算金の決算になります。

○議長 日高 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

4頁をお開き下さい。

18款 繰入金について質疑ありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第48号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第48号は総務文教委員会に付託することに決定しまし  
た。

この際休会についてお諮りします。

明日10日から14日までの5日間を、委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日10日から14日までの5日間を委員会審査のため休会  
とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会します。

閉会 14時21分